

みなさんからの「」意見でよりわかりやすい基本計画に

美濃加茂市男女共同参画基本計画（案）に関する意見を募集します



男女共同参画社会基本法の成立

平成11年に男女共同参画社会基本法が成立しました。

これは、男性や女性といつて分けるのではなく、すべての人が一人の人間として認め合い、尊重しあい、そして喜びや責任も分かち合つ社会の実現を目指そうという法律です。

この法律では、性別で固定化された役割分担の意識を変えることを必要としており、さまざまな法律や社会制度などに大きな影響を与えております。

たとえば、「ローバーメディック・バイオレンス＝身体的・精神的・経済的・性的暴力など）防止法」が施行されたことです。多くの人が新聞やテレビで目にしたり、耳にしたことありますか。さらに、子供を育てる親を助けるための制度が充実されたり、「男女雇用機会均等法」では、職場におけるセクハラ（セクシユアルハラスメント）の防止に関する、事業主の配慮などが義務化されました。

市が計画をまとめるまで

市では、平成13年4月に男女共同参画を推進するための懇話会を設けて、何回も話し合いをしていただきました。

そして、提出された基本計画に対するさまざまな提案をもとに、美濃加茂市男女共同参画基本計画（案）を作成しました。

どんな「」意見でも結構です

「」の表現がわから「」く、「〇〇つて言葉はどういう意味なの？」など、何でも結構です。基本計画（案）に対する皆さんの「」意見や「」感想をお伺いし、よりわかりやすいものにしていきます。

この基本計画に関する具体的な事業内容（子育て支援や、安心して暮らせるための条件づくりなど）については、市民まちづくり推進室にて見ていただけます。

ぜひ、「」観の「」、「」意見や「」感想を

お寄せください。左の表はその一部を抜粋したものです。